平成２９年（フ）第２２５号
川崎市幸区小倉２―30―13　医療法人社団正慶会栗田病院、住民票上の住所横浜市鶴見区東寺尾５丁目17番18号　千代田企業寮２Ｆ
債務者　熊谷　正義
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
新潟県長岡市川崎３丁目2340番地４　阿久津アパート第２　10号室、前住所新潟県長岡市東新町２丁目１番54号　サンピア10号棟101号室
債務者　早川　春代
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１５号
群馬県沼田市下久屋町328番地３
破産者　吉野　輝明
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第６５７号
宮城県富谷市ひより台２丁目33番地13　ハイツヴュー101
破産者　市川　由美（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４３３０号
大阪市生野区林寺３丁目７番37号
破産者　山上　芳輝
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４４号
大阪市淀川区十八条３丁目17番19号
破産者　和田通信こと　和田　洋一
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７５号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目31番33号
破産者　鈴木　成南
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８９０号
神戸市北区鳴子２丁目16番地の14
破産者　石野　悟郎
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８９３号
神戸市灘区篠原北町３丁目５番９―103号
破産者　髙田　雄介
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８３号
大阪市中央区中寺２丁目２番13―1008号、開始決定時大阪府八尾市東太子２丁目１番10―112号
破産者　柴田　保郎
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５５６号
大阪府豊中市長興寺北３丁目７番25―307号
破産者　天ぷら一政こと　井辻　政行
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７６６号
大阪府池田市姫室町９―12　ジュネス姫室106、住民票上の住所大阪府豊能郡能勢町宿野131番地
破産者　福井　則夫
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７９７号
大阪市西淀川区姫島１―18―19　カマタハイツ２Ｄ、開始決定時大阪市西淀川区中島１丁目23番253号
破産者　相見登茂子（旧姓森山・渡辺）
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０５０号
大阪府吹田市五月が丘北23番30―201号
破産者　白井　　憲
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９９号
兵庫県芦屋市緑町１番14―402号
破産者　米村　純一
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５３１号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目５番30号　小寺２戸１貸家東側、前住所兵庫県尼崎市東難波町３丁目２番５号
破産者　セドナこと　西本　清巳
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５９３号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目17番３号　阪国ビル２―Ｃ
破産者　多和　一企
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係